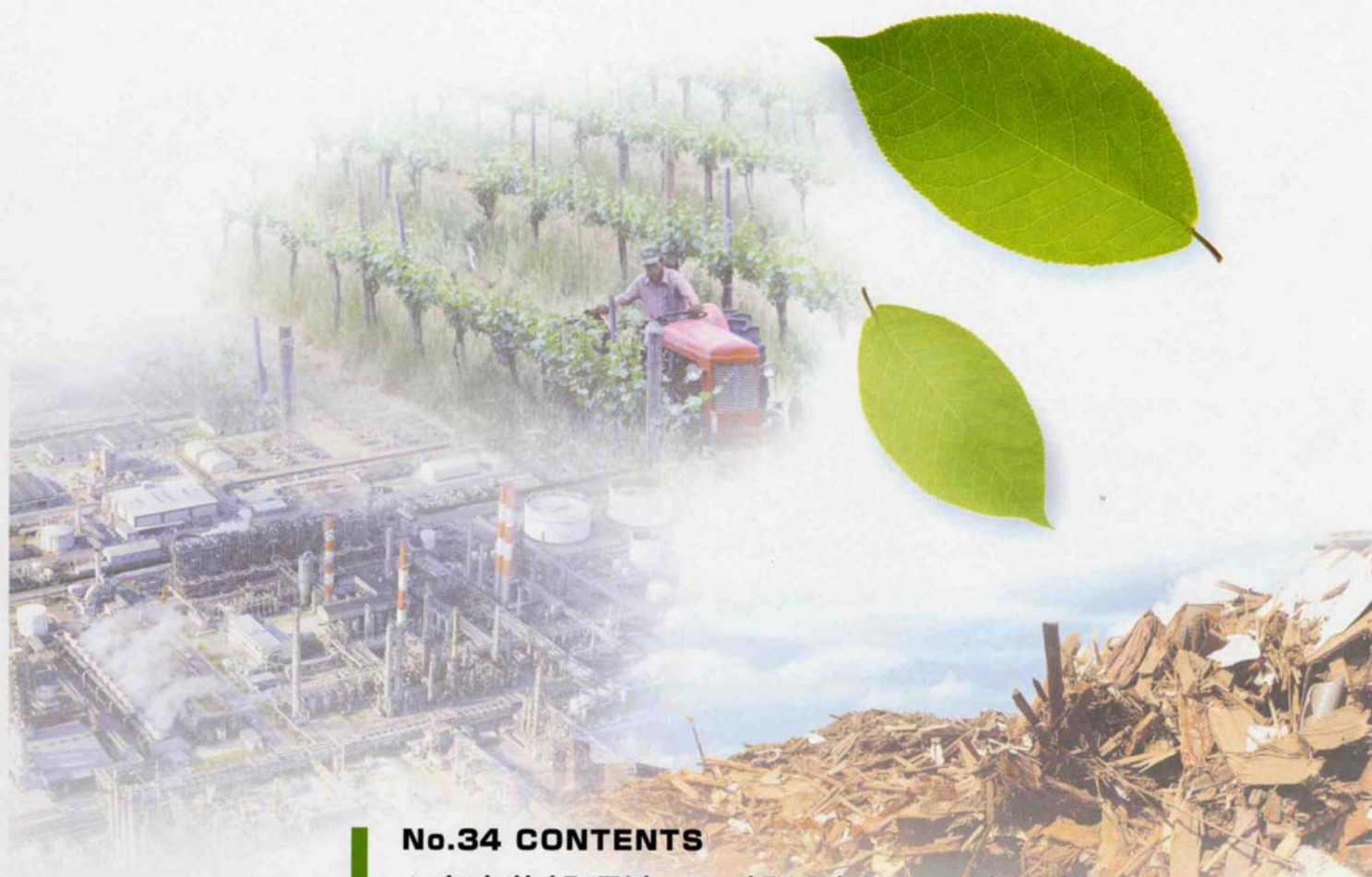


環境と産業の 未来のために

2004.4 Vol.12

No. **34**



No.34 CONTENTS

◆廃棄物処理法の一部を改正する法律案について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課

◆平成16年度産業廃棄物対策関係予算の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

◆環境大臣が実施計画に同意

青森・岩手産廃不法投棄対策……………環境省

◆財団の動き……………産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

速報

廃棄物処理法の一部を

我が国における廃棄物を取り巻く現状は、依然としてその排出量が高水準で推移するとともに、最終処分場残余容量のひっ迫や悪質な不法投棄の多発等といった生活環境への悪影響が懸念される事象のほか、排出者や廃棄物処理業者が抱える廃棄物処理の管理体制上の問題など多面的な課題を抱えている。

こうした問題の解決のため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、平成 14 年 11 月に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」を取りまとめ、その提言の一定部分については、平成 15 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正という形で、具体的な対策が講じられた。この改正法は、不法投棄対策については、主として未然防止の観点から措置の追加を行うものであり、また、過去の不法投棄の一掃を図るため、同改正法と同時に、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法も制定された。これら両法は、産業廃棄物対策の面で国の役割の強化を図るものであったが、その国会審議においては、さらに、不法投棄の撲滅のため国の役割のより一層の発揮を求める指摘がなされたところである。また、平成 14 年 10 月には、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について重点的に議論を進めていた地方分権改革推進会議

が、総理に対し意見を提出した中で、産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化を指摘したという動きもあった。

こうした状況を背景に、不法投棄の現状が依然として看過できない状況にあったことも踏まえ、環境省は、上記 2 法案成立後の平成 15 年 8 月、不法投棄の撲滅と安全な受け皿の確保を目指し、『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策」と題する政策パッケージを取りまとめ、公表した。

この政策パッケージにおいては、広域的な廃棄物処理に係る紛争へ国が自ら乗り出すこと、不法投棄の撲滅と優良業者の育成、循環型社会に向けた公共関与による施設整備の促進を 3 つの柱として、個々の施策の方向性を示すとともに、それらの施策を具体化し実施していくことで、不法投棄そのものの撲滅を目指しつつも、当面、5 年以内に早期対応により大規模事案をゼロにしたいとの決意を明らかにした。

環境省においては、このパッケージの公表後、直ちに具体的な対応策の検討を開始したところであるが、併せて、関係者・有識者による御検討をいただくため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（花嶋正孝部会長、（財）福岡県環境保全公社リサイクル総合研究センター長）において、平

改正する法律案について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課

成 15 年 11 月から審議を行っていただいた。

具体的には、11 月 19 日に、総括的な議論と今後の検討作業について議論がなされた後、12 月 10 日には、広域的な廃棄物処理に係る国の役割のあり方及び不法投棄の撲滅と優良業者の育成を議題として、また 12 月 22 日には、廃棄物処理施設を巡る問題への対応を議題として、それぞれ活発な議論が行われた。

議論の一部を紹介すれば、例えば、国の役割のあり方については、複数県にまたがる事案での国の調整の必要性や、役割の強化に併せた国の体制の強化の必要性、等が指摘され、また、不法投棄の撲滅と優良業者の育成に関しては、電子マニフェストの導入推進や残余容量の把握など廃棄物の流れの把握や、罰則の強化、自治体で進められている収集運搬車両へのステッカー添付、優良化事業の一層の推進、等が必要であるとの指摘がなされた。さらに、廃棄物処理施設を巡る問題への対応としては、三重県の RDF 事故や神奈川県のコンプストに係る事故を念頭に置いた対応の必要性、ミニ処分場対策や跡地利用対策の必要性、等が指摘された。

こうした審議を経て、中央環境審議会では、平成 16 年 1 月 28 日、広域的な廃棄物処理に係る国の役割の強化、不法投棄の撲滅と優良業者の育成、

廃棄物処理施設を巡る問題への対応、の 3 つの視点からなる「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」と題する意見具申を、以下のとおり取りまとめていただいた。

廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について（意見具申の概要）

1. 国の役割の強化

- ◎ 産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要がある場合には、国が都道府県に対し必要な対応を講ずることを指示することにより、広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである。
- 都道府県と国との役割分担について留意しつつ、体制の充実等、国の問題解決能力の強化を図るべきである。
- 国民や事業者に対して不法投棄の撲滅に向けた取組等への理解と協力を求めていくため、国においても廃棄物の排出抑制や処理の実態等の情報提供を積極的に行っていくべきである。

2. 不法投棄の撲滅と適正処理対策の更なる推進

- 産業廃棄物を運搬する車両に必要な表示を求

めたり、最終処分場の残余容量の的確な把握を行う等、廃棄物処理の透明性を高めるための措置を講ずるべきである。

- 電子マニフェストの普及促進に取り組んでいくとともに、GPS、IC タグ等と電子マニフェストを組み合わせたより高度な仕組みの導入について検討を進めることが必要。
- 施設の設置許可等が不要であった時代に設置された最終処分場についても、廃棄物処理基準を強化し、これを遵守させる措置を講ずるべきである。
- ◎ 硫酸ピッチのような有害な廃棄物について、不適正保管行為そのものに対して何らかの直接的な防止措置を講ずるべきである。
- ◎ 廃棄物の不法投棄等を目的とした行為が行われる場合等に対処するため、実効ある不適正処分対策を講じていくべきである。

3. 優良な産業廃棄物処理業者の育成

- 排出事業者が自らの判断により優良な業者を選択することができるよう、国において、優良性の判断に係る評価基準を設定するとともに、処理業界の優良化に対するインセンティブを付与すべきである。
- 国が定めた評価基準やその基準に基づく処理業者の情報等が、市場における様々な民間活動の場面で積極的に活用されることを期待。

4. 廃棄物処理施設の整備の促進

- 廃棄物の排出抑制等の推進とともに、適正なリサイクル及び処理を行うために必要となる廃棄物の処理施設の整備を着実に推進していく必要がある。
- 一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、国としての支援をより一層充実するとともに、産業廃棄物処理施設についても、公共関与による

整備を国としても強力に支援していくべきである。

5. 廃止後の最終処分場のリスク管理

- ◎ 最終処分場の跡地等については、行政においてこれらの場所に関する情報を公表するとともに、当該跡地等における土地の形質の変更を行う場合に、周辺生活環境への影響が生じないことを確認する制度を設けるべきである。

6. 廃棄物処理施設に関する事故時の対応

- ◎ 一定の要件を有する廃棄物の処理施設において事故が発生した場合には、当該施設の設置者が、直ちに生活環境の保全上問題が生じないように応急措置を講ずるとともに、都道府県に対し届け出ることを義務付けるべきである。
- 事故発生 of 未然防止を目的として、施設の構造基準や維持管理基準の見直しを必要に応じて行うとともに、施設の管理者が事故時の対応策等について事前に検討しておくことが望ましい。
- 廃棄物処理法上の許可対象施設として位置付けられていない産業廃棄物の処理を行う固形燃料化施設について許可対象として追加すべきである。

7. 廃棄物処理施設に係る規制の合理化

- ◎ 施設設置者の人的要件の不備により許可の取消しを受けた場合であっても、構造的、技術的な要件を満たす施設については、再度の設置許可の際の手続の簡素化を講ずるべきである。
- 施設や業の許可における申請書類の簡素化や様式の統一等、事務手続の合理化を図るべきである。

環境省としては、このような意見具申を踏まえ、その中で提示していただいた意見のうち、法改正

をもって対応すべき事項（上記意見具申中、「◎」で示した事項）について、関係府省と精力的に調整を行い、以下のとおりの廃棄物処理法の一部を改正する法律案を、平成 16 年 3 月 2 日に閣議決定し、国会に提出した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 国の役割の強化による不適正処理事案の解決

◎ 国は、廃棄物の処理が適正に行われるよう、地方公共団体に対して、必要な援助を与えること及び広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないこととされている。今回、より具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に対し必要な指示ができることとする。

2. 廃棄物処理施設を巡る問題の解決

◎ 廃止後の廃棄物最終処分場の跡地等において土地の形質変更を行おうとする者に、都道府県知事に対する届出義務を課すとともに、基準に適合しない施行方法について、都道府県知事は、その変更を命ずることができることとする。

◎ 廃棄物処理施設において生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。また、都道府県知事は、その応急措置について、必要な命令を行うことができることとする。

◎ 構造上は適正な施設であるにもかかわらず管理者が不在となってしまった廃棄物処理施設については、新たにその管理者になる者に対し、当該施設の設置の許可に関する手続のうち一部を不要とする。

3. 罰則の強化などによる不法投棄の撲滅

◎ 特に危険な廃棄物（硫酸ピッチ）を基準に従わない方法で処理した者や、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰することとするなど、罰則の強化を図る。

上記法案は、衆議院において先議されることとなり、3 月 23 日の衆議院環境委員会で審議された後、3 月 30 日の衆議院環境委員会で全会一致により可決されたところである。また、採決に当たっては、最終処分場であった場所等の把握・公表や、処理施設の周辺住民への事故時の速やかな情報提供、等を内容とする附帯決議が併せて全会一致で可決された。3 月末現在の状況として、今後、所要の手続を経た後、参議院での審議を受けることとなっている。

環境省としては、この法案の成立に向け全力を挙げて努力し、法案が成立した場合には、その円滑な施行（注）に向けて関連する政省令の制定を急ぐこととしている。また、中央環境審議会の意見具申において提言されたもののうち、法改正を必要としないが何らかの制度的な対応が必要なものについては、今後、関係者の意見を聞きながら、制度化に向け準備を進めていることとしている。

これらの取組につき、今後とも、関係者のご協力をお願いしたい。

（注）今回の改正法案は、基本的には、法律の公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内で施行することとされているが、「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」については、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内で政令で定める日から、また、硫酸ピッチの保管等に係る罰則以外の罰則については公布の日から起算して 20 日を経過した日から、それぞれ施行することとされている。（了）

平成 16 年度 産業廃棄物 対策関係予算の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

平成 16 年度における産業廃棄物対策関係予算においては、不法投棄の未然防止と原状回復のための支援や産業廃棄物の適正処理対策の強化、PCB 廃棄物の処理体制の整備を図るなどの諸施策を推進するため、所要の額を確保したところであり、次のとおり主要な事項の概要について紹介する。

電子マニフェスト普及促進事業費

16 年度予算額 15 年度予算額
200 百万円 (0 百万円)

1. 目的

電子マニフェストは、紙マニフェストに比べ、排出事業者・処理業者にとって情報管理の合理化につながるなどのメリットがある一方で、中小・零細の排出事業者は、電子化対応の遅れやマニフェストの使用件数が多くないこと等から、電子マニフェストの普及が進んでいない現状にある。

また、現行システムは平成 10 年に導入したものであり、大量処理や通信の高速化に十分な対応ができない現状もあることから、システムの大規模な改良を図ることにより、今後の電子マニフェストの普及拡大に資する。

2. 事業の概要

- (1) 電子マニフェスト普及促進プランの策定等
電子マニフェストの利用割合の中長期的目標を設定し、この目標を達成するために、利用者の業種・規模別に導入促進方策等の検討

を行う。

- (2) 電子マニフェストシステムの高速化のための改造

普及率の向上に伴い、現行システムでは通信処理時間に限界があることから、高速化に対応するための全面的なシステムの改造を行う。

- (3) 排出事業者意識改革調査

電子マニフェストの普及促進を図るためには、産業廃棄物処理は排出事業者責任という排出事業者の意識改革をこれまで以上に図ることが重要な要素になっていることから、アンケート調査等を行い、排出事業者責任の意識について調査・分析し、普及促進の問題点等を抽出する。

- (4) 普及啓発事業

排出事業者意識改革調査の結果に基づき、電子マニフェストの普及促進を図るための、利用者別のビデオや冊子の作成及び自治体の協力を得た一斉キャンペーンを実施し、計画的な普及啓発を図る。

産業廃棄物処理業優良化推進事業費

51 百万円 (40 百万円)

1. 目的

産業廃棄物処理業においては、平成 12 年の廃棄物処理法改正により、安価で不適正になりがちな処理から、優良な処理業者による適正な処理への転換を図る構造改革が進行しているところであ

る。さらに、平成 15 年の廃棄物処理法改正により、効率的な廃棄物処理の確保のための措置を行なうこととしたところであり、循環型・環境負荷低減型という観点から、優良化した産業廃棄物処理業をさらにより高いサービスを提供する産業に進化させていく必要がある。

2. 事業の概要

循環型社会における、リデュース・リユース・リサイクルの 3R を軸とした産業廃棄物処理業のこれからの新しいビジネススタイルを確立させるため、産業廃棄物処理業の将来ビジョンや新しいビジネスモデルの提示など、産廃処理ビジネスの育成と活性化を推進するために必要な、各種調査等を実施する。

(1) 複合型処理業者の育成方策検討調査

産業廃棄物の処理において、専門的技術などの知見を有する処理業者が有機的に連携し、産業廃棄物の処理を行うことは資源の循環的な利用の促進及び環境負荷の低減のためにも重要である。

このような観点から、循環型及び環境負荷低減型の産業廃棄物処理への事業拡大や経営の高度化に資する複合型処理業者のビジネスモデルを提示し、優良な処理業者の育成を図る。

(2) 産廃情報ネットを活用した情報提供事業

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択でき、また、優良な産業廃棄物処理業者にインセンティブを与える観点から、ISO9001 や 14001 等の取得状況や、環境対策の取組状況等の有益な情報を共有できるサイトを産廃情報ネットに掲載する。

廃棄物適正処理監視等推進費

212 百万円（211 百万円）

1. 目的

産業廃棄物の不法投棄は、ひとたび行われ大規模化すると生活環境への影響が大きく、また原状回復措置を要する経費と時間は膨大なものとなるため、未然防止と早期発見を図ることが第一であ

る。

このため、都道府県等が行う監視体制の強化や啓発活動などを支援することにより、不法投棄対策の一層の推進を図る。

2. 事業の概要

各都道府県及び保健所設置市が行う産業廃棄物の不法投棄の未然防止のための監視及び普及啓発の強化など、創意工夫を生かした様々な不法投棄対策に対し補助を行う。

(1) 都道府県等が行う補助対象事業の例

- ・不法投棄監視連絡員の設置
- ・監視カメラの設置
- ・不法投棄対策連絡協議会の設立・運営
- ・不法投棄 110 番の設置
- ・キャンペーン等の普及啓発活動

(2) 補助率

1/3

産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業

20 百万円（0 百万円）

1. 目的

不法投棄防止対策は、未然防止と迅速な行政処分による拡大防止が重要であり、国と地方自治体との連携強化が期待されている。

そこで、全国 9 ブロックの地方環境対策調査官事務所を中心に、地方ブロック内の関係機関とのネットワークを確立するとともに、地方環境対策調査官事務所が行う立入調査を円滑かつ効率的に実施するために必要な措置を講じることで、不法投棄の防止及び早期解決を図る。

2. 事業の概要

(1) 地方環境対策調査官支援事業

全国 9 ヶ所の地方環境対策調査官事務所を中心に、都道府県等や国の支分局等と連携して不法投棄防止のネットワークを構築し、ブロック連絡会議、普及啓発事業、スキルアップ研修会を実施する。

(2) 立入調査等支援装備の導入

地方環境対策調査官事務所における現地調査業務を強化するために、暗視スコープ、携帯型複写機等を備えた四輪駆動車を配備する。
(下図参照)

廃棄物処理センター整備基本計画調査

29 百万円 (31 百万円)

1. 目的

産業廃棄物については、適正な処理に必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処理が増大しており、これにより地域住民の不信感が増大し、施設整備が困難となっていることから、産業廃棄物処理施設の設置許可件数が近年急激に減少している。このような状況が進むと生活環境の保全に支障を来すほか、経済活動にも重大な影

響をもたらしかねないことから、適正な処理体制の確保が急がれている。

このことから、平成 12 年の廃棄物処理法改正及び国庫補助制度の創設を行う等により、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設整備を推進しているところであるが、都道府県が具体的な施設整備の構想を策定するに当たっては、当該都道府県内の廃棄物の排出・処理状況のみならず、周辺地域での排出処理状況や廃棄物の流出等を含めて基礎的な情報を幅広く把握する必要がある。このため、本調査により、都道府県における廃棄物の処理状況や需要等の調査を行い、当該都道府県における公共関与のあり方やセンターの設置位置、必要な処理施設の規模等の基本構想を策定する。

2. 事業の概要

本調査においては、センター施設整備に向けて計画予定のある都道府県をモデルとして、廃棄物の広域移動、需要予測、整備する施設の種類、規模、運営計画、事業収支等について検討を行う。併せて、これまでの事例検討成果を踏まえ、公共関与により施設整備を行おうとする都道府県の参考とするための標準的計画策定手法のあり方等についても調査・検討を行う。

産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業

背景

国の関与の強化（廃棄物処理法の平成 15 年改正）

① 国の責務の明確化（第 4 条第 3 項及び第 23 条の 2）

国は、広域的な見地から地方公共団体の事務について調整を行うこととするとともに、都道府県の産業廃棄物に関する事務が円滑に実施されるよう、職員の派遣等の必要な措置を講ずること。

② 国の調査権限の創設（第 24 条の 3）

生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあっては、環境大臣も報告徴収・立入り調査を行う。

具体的な施策

① 国の責務の明確化

→ 地方環境対策調査官事務所が中核となってブロックごとのネットワーク

9 ヶ所の事務所ごとに次の事業を実施

- ・ ブロック連絡会議
- ・ 普及啓発事業
- ・ スキルアップ研修会

⇒ 関係機関との連携強化
事業者等への啓発

② 国の調査権限の創設

→ 地方環境対策調査官による立入検査等

9 事務所ごとに立入検査等に必要な機器を配備

- ・ 簡易分析機器、携帯型複写機、暗視スコープ等

※ 四輪駆動車については、政策評価広報課で別途予算措置

産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

4, 190 百万円 (4, 190 百万円)

1. 目的

不法投棄等の不適正処理が横行してきたこと等、産業廃棄物処理に対する国民の不信感、不安感が増大し、最終処分場を始めとする産業廃棄物処理施設の設置が困難となるなど、産業廃棄物の適正な処理体制の確保に支障を来したしかねない状況にある。このため、平成 12 年の廃棄物処理法改正等により、排出事業者の責任強化を図るとともに、処理業及び処理施設に対する規制強化を行い、現在、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することを通じて、悪質業者の淘汰を進め市場の中で優良業者が優位に立てるようにするとともに、不適正処理等の違反行為に対しては行政と警察が連

携して厳正に対処する等により、産業廃棄物処理の適正化に向けて取り組んでいるところである。

産業廃棄物については、民間による産業廃棄物処理体制を中心として適正な処理を確保することが基本であるが、民間のみでは適正な処理を確保することが困難な場合には、都道府県等の公共関与により施設を整備することが必要である。このため、都道府県・保健所設置市が関与した公共関与の処理主体である廃棄物処理センター等による安全かつ信頼できる産業廃棄物処理施設モデル的な整備事業に対して国として財政的な支援を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業主体

廃棄物処理センター、都道府県・保健所設置市（直営）、PFI 法に基づく選定事業者

(2) 対象事業

最終処分場、焼却施設、化学処理施設、産業廃棄物再生利用総合施設、死亡牛等焼却施設

(3) 国庫補助率

施設整備費の 1/4 を上限として、都道府県等の出資（補助を含む）額の同額を国庫補助

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

1,000 百万円（500 百万円）

1. 目的

平成 14 年 3 月 19 日に地球温暖化対策推進本部で決定された「地球温暖化対策推進大綱」において、廃棄物分野に関連する施策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物の排熱を有効に活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用により化石燃料の使用量の抑制を推進するとされている。

このため、循環型社会形成推進基本法の基本原則として示されている①リデュース、②リユース、③マテリアル・リサイクル、④サーマル・リサイクルの優先順位に従い、温暖化対策に資する高効率の廃棄物発電や廃棄物由来のバイオマス発電等

の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設を整備する事業に対し、支援を行う。

2. 事業の概要

産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物発電施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、発電効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

(1) 補助対象となる施設（一定以上の効率のもの）

廃棄物発電施設、バイオマス発電施設

(2) 補助額

施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、施設整備費の 1/3 を限度。）

新たな PCB 汚染物の特定及び適正処理確保方策検討調査

14 百万円（13 百万円）

1. 目的

PCB 汚染物については、感圧複写紙、シーリング材や微量 PCB 混入変圧器等、その性状は非常に多岐にわたっている。

このような様々な性状の PCB 汚染物を、PCB 特別措置法に定める期間内に確実に適正に処理を行うために必要な調査を行う。

2. 事業の概要

新たな PCB 汚染物について、PCB が使用されていた製品等の特定、保管状況、それらの性状等を調査し、これら PCB 汚染物の適正な保管管理、安全かつ効率的な収集運搬及び処分方法について検討する。

また、これらの PCB 廃棄物が、PCB そのものの量は少ないものの多種多様な形態で、かつ大量に存在しており、その適切な処理方法、収集運搬方法は、従前の高圧トランス等のそれらとは異なるものと考えられることから、安全性の確保を前提に効率性の高い処理体制を構築するための適切な

リスク評価を行う。

PCB 廃棄物処理施設整備事業

24,530 百万円（10,569 百万円）

1. 目的

難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある PCB を含む高圧トランス・コンデンサ等の廃棄物については、国内において長期にわたり処分されない状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のために必要な体制を速やかに構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが不可欠である。

そこで、「PCB 特別措置法」等に基づき環境事業団（平成 16 年 4 月より日本環境安全事業株式会社）による PCB 廃棄物の拠点的处理施設の全国的な処理体制の整備を図る。

2. 事業の概要

全国的な PCB 廃棄物の処理体制の整備を図るため、国の主導のもと、環境事業団を活用した拠点的处理施設の整備を推進することとし、北九州市、豊田市及び東京都等における施設整備費の一部を補助する。

平成 16 年度においては、5 箇所（北九州市、豊田市、東京都、大阪市及び北海道室蘭市）における PCB 廃棄物処理施設の設計及び建設工事を進め、このうち北九州市における施設について平成 16 年 12 月に処理を開始する。

PCB 廃棄物対策推進費補助金

2,000 百万円（2,000 百万円）

1. 目的

国の主導のもと日本環境安全事業株式会社（現環境事業団）を活用し、全国的な PCB 廃棄物の処理体制の整備を図ることとしているが、処理体制を構築しても、PCB 廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ないうえ、中小事業者を中心とした排出（保管）事業者は最大で約 30 年間の長きにわたり保管を強いられてきたという意識の中で高額な処理費用を負担する動

機付けが薄いこともあり、処理をスムーズに進めることは非常に困難であると予想される。

そこで、処理費用負担能力の小さい中小事業者の保管する PCB 廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、国、都道府県からの補助金等による基金を造成し、中小事業者の処理費用負担を軽減するための助成等を行い、PCB 廃棄物の早期処理を促進する。

2. 事業の概要

中小事業者の PCB 廃棄物の処理に係る費用負担を軽減するための助成等を行う基金について、平成 13 年度から処理が適正に終了するまでに必要な額を継続して造成することとし、平成 16 年度も引き続き国 20 億円、地方 20 億円、計 40 億円を造成する。

PCB 廃棄物処理事業に係る事業評価検討調査

6 百万円（6 百万円）

1. 目的

環境事業団を活用した拠点的な PCB 廃棄物処理施設の整備事業については、環境の保全・安全性の確保を前提とし、併せて事業の効率性及び有効性について客観的に検討・評価する必要がある。

2. 事業の概要

PCB 廃棄物の安全・確実な処理を推進するため、国民や事業者等の様々な意見を反映しつつ、客観性を確保して事前評価を行うため、専門家等からなる「PCB 廃棄物処理事業評価検討会」を開催し、環境事業団を活用して実施する PCB 廃棄物処理事業について、地域に受け入れられる情報公開性の高さと環境の保全・安全性の確保を前提としつつ、計画的かつ効率的な事業推進方策の検討、費用対効果の分析手法の検討、効果的な情報の提供の進め方の検討などを実施する。

平成 16 年においては、北九州事業の処理開始に合わせて、事業評価検討会での検討結果を踏まえ、計画的な処理を円滑に実施するためのインセンティブの付与の方策やリスクコミュニケーション等の検討を行う。

環境省廃棄物・リサイクル対策部

環境大臣が実施計画に同意

青森・岩手産廃不法投棄対策軌道に

青森県と岩手県の不法投棄廃棄物撤去の実実施計画が、今年 1 月 21 日付で環境大臣の同意を得た。これは特定産業廃棄物特別措置法（平成 15 年 6 月 18 日施行）に基づくもので、平成 15 年 12 月に同意された香川県豊島の第 1 号に続いて第 2、3 号目となる。

これで大規模不法投棄対策の代表的な事例として注目されていた 3 件の原状回復事業に見通しが立った。今回同意された実施計画内容の概要を紹介する。

●実施計画の内容

青森県、岩手県の県境に不法投棄された産業廃棄物の量は、青森県側で－

有害産業廃棄物	61.1 万 m ³
その他	6.0 万 m ³
合 計	67.1 万 m ³

岩手県側で－

有害産業廃棄物	12.9 万 m ³
その他	5.9 万 m ³
合 計	18.8 万 m ³

となっており、両県を合わせると 87.6 万 m³、不法投棄場所の面積は 27ha に及んでいる。

この原状回復事業の実実施計画は、全量撤去を基本方針にして策定されているが、緊急対策と

基本計画に分けて事業を実施する方針を明らかにしている。両県の対策を紹介すると－

青森県では、浸出水の本施設の完成予定が来年 5 月となっており、それまでの緊急対策として仮設浄化プラントの設置、廃棄物表面を遮水シートでキャッピング、雨水と浸出水の分離排水路の設置など応急的な措置を講じた上、本工事では浸出水導水路、貯留池、処理施設を整備する。投棄された廃棄物の下流部には遮水壁が設けられる。撤去された廃棄物は民間の廃棄物処理施設に委託処理する計画となっている。

岩手県では、緊急対策として廃棄物表面を遮水シートでキャッピングし、積雪による浸出水対策に備える。本事業では、有害産業廃棄物やそれに汚染された土壌の除去を優先的に進め、県境を頂点に地形を成形しながら地盤改良を進める方針で、平成 15 年度から 6 年間で有害産業廃棄物等の撤去を完了する計画である。撤去された廃棄物は、選別装置、保管施設を経て、近隣の民間処理施設や市町村の処

理施設の協力を得て進める計画である。

●財政計画の内容

青森県と岩手県で不法投棄された産業廃棄物の撤去の総事業費は、青森県が 434 億円、岩手県が 221 億円と積算されている。

特定産廃特措法では、国庫補助率を有害廃棄物処理費用は 2 分の 1、その他の廃棄物は 3 分の 1、地方財政措置では、補助裏の 70%を起債で措置、元利償還金の 50%を交付税措置を行うとされている。このため、青森県の 434 億円に対し、国費 189 億円、岩手県の 221 億円に対し、国費 98 億円が手当てされ、残りの補助裏については地財措置が行われる。これら財政措置の結果、両県の総事業費に対する実質的な負担は、約 4 割程度と見込まれている。

注目される大規模不法投棄対策も香川県豊島の事業が本格化し、青森・岩手事件も雪解けとともに撤去事業が本格化する見通しとなり、負の遺産として、蓄積されてきた不法投棄廃棄物問題も新しい展開の糸口を掴んだといえよう。

併せ産廃

わが国の廃棄物は、廃棄物処理法において「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられていることはご周知の通りです。これらの区分は平成14年11月に中央環境審議会において、今後の廃棄物・リサイクル制度のあり方として合理的な制度の確立による効率的な処理・リサイクルの推進の方向性が打ち出されて以来、徐々に垣根がなくなってきました。

平成15年の廃棄物処理法改正で、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をその施設で処理する場合には、当該一般廃棄物の種類等の届け出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする特例制度が創設されました。

また平成16年1月に開かれた都道府県等部局長会議では、平成16年度1年限りのモデル事業として、一般廃棄物のごみ焼却施設と埋立処分地施設について、併せて処理する産業廃棄物の施設整備部分に対する国庫補助制度（補助率1/4）が創設されました（併せ産廃モデル事業）。さらに、既設のごみ焼却施設等についても、処理能力に余裕がある場合には環境大臣の承認を得て、産業廃棄物を受け入れることも可能となりました。これま

で、既設の一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を処理しようとする「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適化法」）に定める財産処分期間内（廃棄物処理施設は7年）は補助金を返還する必要があることから事実上行われてきませんでした。補助金は返還不要、という大きな規制緩和の一步となりました。

一方、産業廃棄物処理施設に一般廃棄物を受け入れる場合については、平成12年の廃棄物処理法の法改正で、産業廃棄物処理施設整備への公共関与の事業形態の一つである廃棄物処理センター制度の業務の対象範囲が産業廃棄物だけでなく一般廃棄物にまで広がられたことによって既に併せ処理が可能になっており、国庫補助も産業廃棄物には「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」の補助が、一般廃棄物には従来通りの補助制度が適用されています。

産業廃棄物と一般廃棄物の併せ処理の本格的な先進事例としては、倉敷市の水島エコワークス株式会社の事例があります。この事業は、同市の一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を併せて受け入れるPFI選定事業として取

り組まれていますが、産業廃棄物の施設整備部分については「併せ産廃モデル事業」がまだ存在しなかったため、産業廃棄物処理施設整備の制度である「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助」を適用しています。

以上からわかるように、一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を併せて受け入れる場合、またその逆の場合のいずれにも国庫補助が適用されることになり、制度的にも、取組事例からみても、併せ処理の本格的な普及期に入ったわけですから。

前者（一廃＋産廃）の場合には、スケールメリットのほかに高カロリーの産業廃棄物を設計カロリーの範囲内で受け入れることによって助燃材効果等が期待できます。後者（産廃＋一廃）の場合には、スケールメリットのほかに、廃棄物量の確保見通しの向上によって民間による資金調達の実現性が高まる等のメリットがあります。今後一層効率的な施設整備や運営が求められるなかで、例えばPFI手法等によって民間活力を活用しながら

取り組む「併せ処理」は、有効な施設整備手法の一つとなっていくことが予想されます。

但し、産業廃棄物については排出事業者責任で処理するとの原則

が昭和45年の廃棄物処理法制定時から導入されており、一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を併せて受け入れる場合には「民業を圧迫しない範囲で」という前提がつけます。

海外に目を転じると、欧州では一般廃棄物に相当する廃棄物の処理施設の多くは元々公共事業として取り組まれていましたがこの20年ぐらいの間に相次いで民営化されており、米国でも古くから民間事業で取り組まれてきました。欧米いずれも補助制度がないため、民間活力活用による併せ処理が広く普及しています。わが国では国庫補助制度と適化法が長年施設整備を支えてきたため併せ処理は普及していませんが、今後はこのような取り組みがますます増えていくことが予想されます。さらにその先のフロンティア（最前線）には、実施事例はまだありませんがマテリアルリサイクルにおける併せ処理、例えば「一般廃棄物粗大ごみ処理施設への産業廃棄物の受け入れ」があります。いずれそのケーススタディもご紹介したいと思います。

最前線

PCB

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

低濃度 PCB 汚染物対策検討委員会の進捗状況

1. はじめに

現在、高圧トランス・コンデンサ等、高濃度PCB廃棄物の処理に関しては、環境省指導の下、環境事業団（関連部門は平成16年4月1日より日本環境安全事業（株）に移行）により拠点的広域処理施設として、北九州、東京、豊田、大阪、北海道の5カ所のPCB廃棄物処理事業が着手されている。一部、東北・北関東・甲信越及び北陸地方の処理体制については不確定要素を残すものの、平成28年7月までにPCB廃棄物の処理を完了させるべく処理体制の整備が進められている。

一方、PCBを使用していないとする変圧器（トランス）等の重電機器の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが明らかになっている。これは、平成14年7月9日、社団法人日本電機工業会（JEMA）より、重電機器の絶縁油からppmオーダーの微量のPCBが検出されたことが経済産業省、環境省へ報告されたことを受け、同年7月12日、経済産業省及び環境省からJEMAと関連の企業に対し、その混入の原因解明とユーザーに対する情報提供を協力要請した。その後、約1年かけ、JEMAにおいては調査を継続、何回か

にわたる調査結果の報告を経て、平成15年11月21日、経済産業省及び環境省に最終報告がされた。

JEMAからの調査結果（最終報告、3. 現在の開催状況（1）第1回委員会の項参照）を受け、当該調査の範囲では明確な原因究明に至らなかったことから、経済産業省と環境省は「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」（以下「委員会」と称す）を設置して、トランス等への微量PCBの混入について原因究明を進めると共に、このようなトランス等を中心とした低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向等についても検討することを決定した。両省からの命を受け、当財団が事務局となり、この委員会を開催する。

2. 委員会の概要

(1) 委員

現在、本委員会は下記の学識経験者及び専門家等により構成されている。

〔委員長〕

・永田勝也
早稲田大学理工学部機械工学科教授

〔委員〕（五十音順）

・嵐 一夫
兵庫県健康生活部環境局環境整備課長

・酒井伸一
国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長

・崎田裕子
ジャーナリスト、環境カウンセラー

・高橋秀夫
(社)日本経済団体連合会環境・技術本部長

・竹内憲司
神戸大学大学院経済学研究科助教授

・宮崎 章
産業技術総合研究所つくばセンター西事業所管理監

・森田昌敏
国立環境研究所統括研究官

(2) 開催日程

本委員会は公開で実施されており、現在までに2回の委員会が開催され、第3回委員会が3月末に予定されている。

・第1回委員会
2003年12月26日（金）
・第2回委員会
2004年 2月17日（火）
・第3回委員会
2004年 3月31日（水）（予定）

(3) ワーキンググループ

第1回委員会及び第2回委員会において、委員会の下に委員及び専門委員等で構成され

る下記のワーキンググループを設置し、調査・検討を推進することが決定している。

なお、今後は委員会の進捗に応じて、必要なワーキンググループを設置する。

- 1) 原因究明ワーキンググループ
- 2) 測定法ワーキンググループ

3. 現在の開催状況

各委員会における報告内容及び議事要旨について、以下に記述する。

- (1) 第1回委員会（2003年12月26日（金）開催）

経済産業省及び環境省より、本委員会設置の趣旨、経緯、委員会運営等についての説明があり、続いて、委員の紹介、委員長選出が行われ、永田委員が委員長に選出された。

社団法人日本電機工業会（JEMA）より、工業会で調査された最終報告書について説明された。その概要を以下に記載する。

- 1) 微量PCBの検出事例の合計は、1,911台（サンプル調査：659台、ユーザーからの連絡：1,252台）である。
- 2) 1989年以前に製造された機器について

- ①絶縁油メーカー19社中15社から、及び機器メーカー26社中19社から微量PCBの検出事例があり、機器メーカーにおける製造工程やユーザーへの機器納入後における保守要因に比べ、機器メーカー及びユーザーが絶縁油を購

入した段階で既に絶縁油そのものに混入していた可能性が高いと推察される。

- ②しかしながら、絶縁油への混入段階及び汚染範囲の特定は困難である。
- 3) 1990年以降に製造された機器について
 - ・再生油の生産が中止され、機器メーカーは新油のみを使用しているなどから、機器メーカーからの製品出荷時には微量PCBの混入はないと判断される。
- 4) 今後の対応

- ①絶縁油管理強化を継続し、微量PCB混入が発生しないように努める。
- ②微量PCB混入事例の把握に努め、微量PCB混入機器の処理に向けた検討に積極的に協力する。
- ③既に開設している各社のユーザー窓口の継続とユーザーへの情報公開を実施する。
- ④保守・メンテナンスに関する技術的情報及びPCB分析機関の情報提供を継続する。

質疑応答後、委員よりJEMA及び環境省、経済産業省に対して、調査・整理等の要請があり、委員会についても報告書に基づく方向性が議論された。主な決定事項は次の通りである。

- 1) JEMAに対して
 - ①異性体等分析データ詳細の提出
 - ②ライフサイクルデータ、

ユーザーデータ取得方法等、調査データの詳細の提出

- ③不含証明／不含見解、原因究明として十分有効の考え方等、報告書内容の再整理

- ④新油／再生油区別の各社確認、回収油、部品のリサイクル、リユースの調査追加

- 2) 環境省、経済産業省に対して

- ・ユーザーに対する取得データ報告等、情報収集方法と指導について

- 3) 委員会の方向性について

- ①JEMAとは別に、全体の流れのなかで原因究明調査
- ②今後の微量PCB重電機器の管理、処理方法
- ③微量PCBの健康・環境に対する影響調査

事務局（当財団）より、今後の調査検討事項等について説明、主な決定事項は次の通り。

- 1) 委員会の調査について
 - ・原因究明のため、ワーキンググループを設置する。
- 2) 環境省の当面の対応について
 - ・微量PCB重電機器保有事業者への情報提供方法と意識向上策を実施する。

- (2) 第2回委員会（2004年2月17日（火）開催）

JEMAより、第1回委員会報告に対する追加調査結果（以下の項目）が説明された。

- 1) 調査対象検体の異性体

(コプラナーPCB) 情報

- 2) 調査報告書の詳細データ
 - 3) 不含証明／不含見解の仕分けを明確にして再整理
 - 4) 油交換なしの判断の仕方
 - 5) 新油／再生油区分の各社認識
 - 6) 回収部品のリサイクル有無及びその証明方法等調査
- なおこの結果について質疑応答があり、委員より報告書データについて確度の高い条件での整理（不含証明のあるデータでの整理、油交換の記録有りのデータでの整理）、再生油使用機器判別の特定可・否についての有意差調査等の要請があった。

また、第1回委員会の決定事項により、委員長から検討委員会の下にワーキンググループを設置し、委員及び専門委員で構成されることが報告された。このワーキンググループは「原因究明ワーキンググループ」と称され、主査に宮崎委員、副主査に酒井委員が就任され、他の委員及び専門委員についても紹介された。本ワーキンググループが行う主な調査は、

- ①新油、再生油の定義の明確化
- ②再生油メーカー等に対して、再生油在庫調査及び不含証明に関する調査
- ③1989年以前の再生油使用年代における、油メーカー及び機器メーカー等の状況調査

であり、アンケート及び現地調査等にて調査を実施し、3

月末までに回答を受理するよう委員長からの指示があった。

次に、従来の低濃度PCB測定方法について調査すると共に、低濃度PCBの簡易な測定方法を評価・提案することを目的として、森田委員を主査とする「測定法ワーキンググループ」の設置案が説明され、委員会で承認された。

更に、経済産業省より、OF (Oil Filled=絶縁油入り) ケーブル設備からの微量PCB検出事例の報告があり、今後の対応策についての討議があった。

4. 今後の推進予定

今後は委員会の下に設置され

た、原因究明のための「原因究明ワーキンググループ」及び簡易な測定方法の評価・提案のための「測定法ワーキンググループ」を並行して進め、調査・検討結果を親委員会にて報告・承認を得ることで、早急に原因の解明を図ると共に、低濃度PCB廃棄物に関する既存の測定方法を整理し、低濃度PCBへの適用策を検討する。

また、そのためには委員会の進捗に応じて、低濃度PCB廃棄物に関する処理の基本的方向等の検討など、必要なワーキンググループを設置し、既設のワーキンググループ同様に対策を整理・検討する。



低濃度 PCB トランス

容量：1,000kVA
大きさ：1.6×1.4×1.6m
製造年月：1985 年

不法投棄事案対応調査支援事業の 紹介と実施状況について

産業廃棄物の不適正処分（以下「不法投棄等」という。）の未然防止・拡大防止のためには、不法投棄等の早期段階からの対応や行政処分が必要であり、また、その支障の除去等に当たっては、処分者等の資産状況の調査や環境影響を考慮した合理的な工法の検討等が必要となります。しかしながら、自治体においては担当者数が限られていることや専門知識が必ずしも十分でないことがあること等から、徹底した調査等がなされていない事例も生じています。

このようななか、環境省からの委託により、当財団が現場調査や関連法令に精通した専門家集団（以下「支援チーム」という。）を設置し、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）の要請により、支援チームを不法投棄等の現地へ派遣し都道府県等の職員の方々を支援する「不法投棄事案対応調査支援事業」を実施しておりますので、事業の概要と平成 15 年度の事業実施状況についてご報告致します。

1 事業の概要

(1) 支援内容

本事業は、都道府県等からの要請に応じて、(2)に示す専門家を不法投棄等の現

地に派遣し、次のうち必要な事項について、現地で口頭による助言を基本とした支援を行うものです。

- ①不法投棄物の排出源確認手法についての助言
- ②排出事業者及び土地所有者関与調査についての助言
- ③行為者等の資産調査、資産保全措置についての助言
- ④不法投棄等の場所の現状回復後の跡地利用制限についての助言
- ⑤不法投棄等事案の現地測量の方法等についての助言
- ⑥不法投棄等事案のボーリング調査、試掘・組成分析、溶出試験、ガス・臭気試験等の現地調査の方法等についての助言
- ⑦支障除去等の方針についての助言
- ⑧その他、当該不法投棄事案についての行政対応方針についての助言

(2) 支援チームの構成

支援チームは、不法投棄等の関与者への責任追及方法等に関する助言を行う法律の専門家、資産調査方法等に関する助言を行う財務管理の専門家、不法投棄現

場の調査や支障除去方法等に関する助言を行う専門技術者、行政対応や立入検査手法等についての助言を行う自治体の産業廃棄物関連業務に精通した行政官、警察官経験者等で構成され、事案の内容と都道府県等からの要請に応じて必要な専門家を現地へ派遣します。

(3) 支援チームの役割と事業の流れ

支援チームと都道府県等の役割分担は、表 1 に示すとおりで、支援チームは現地でアドバイス（助言）を行って、これを受けて都道府県等が地域の状況等に応じて具体的な対策等を実施するものです。

また、本事業の支援要請から事業終了までの流れは、図 1 に示すとおりです。

なお、支援チームの都道府県等への派遣費用につきましては、環境省からの委託費により当財団が全額負担するものです。

2 平成 15 年度の事業実施状況

平成 15 年度は、表 2 に示すように、2 事案について試行した後、8 自治体への支援を行いました。

支援の結果、例えば、都道府

県等が行為者の資産について確認できないでいた事案について、支援チームが現地で関係書類の調査を行って資産を明らかにしたり、不法投棄を行った事業者が倒産等により実態がなくなり代執行実施後の費用請求先の特定に苦慮していた自治体に対し具体的な費用請求の方法についての助言を行うなど、支援した事業の各々について具体的な成果を上げています。

表 1 支援チーム、都道府県等の役割分担

調査等の項目		役 割 分 担		
		支援チーム	都道府県等	調査等の受託会社
現場 対 応	立入調査	○現場立入への随行 ○現場立入調査方法等の研修等	○現場立入	
	拡大防止策（幅杭打設等）実施	○拡大防止策の策定	○業務発注 ○簡易な作業は実施	○実施（建設会社等）
	行為者への撤去指導	○対応方法の研修等	○行為者への指導	
行 政 手 続 き	実行行為者の特定関係者の責任追及 ・排出事業者 ・土地所有者	○法的アドバイス（法律専門家）	○支援チームのアドバイスを受けて実施	
	措置命令発出手続き ・対象者 ・撤去範囲等	○法的アドバイス（法律専門家）	○支援チームのアドバイスを受けて実施	
	行為者への求償 ・資力不足の確認 ・財産保全措置 ・代執行経費の求償	○資産調査の支援や調査方法についてのアドバイス（法律や財務管理の専門家）	○支援チームのアドバイスを受けて実施	
現 地 調 査 ・ 対 策 立 案	測量	○現地調査についての技術的アドバイス（測量士、技術士、環境計量士等の専門家）	○業務発注 ○簡易な測量は都道府県等が実施	○実施（測量会社）
	ボーリング調査		○業務発注	○実施（地質調査会社等）
	試掘・組成分析		○業務発注	○実施（分析会社）
	溶出試験（廃棄物等） 水質分析（地下水等） ガス分析、悪臭分析			
	生活環境保全上の支障 又はおそれの評価	○現地調査に基づく評価	○支援チームによる評価をもとにした判断（知事）	
	撤去方針の設定（範囲、撤去対象物）	○撤去方針の検討（技術士等の専門家）	○支援チームと共同検討	
	対策工立案 ・設計、工事費算定	○技術的アドバイス（技術士等の専門家）	○業務発注	○実施（設計会社）
支援事業申請手続き		○アドバイス	○申請書作成	
行政代執行		○施工計画等についてのアドバイス	○工事発注	○実施（建設会社、処理業者等）

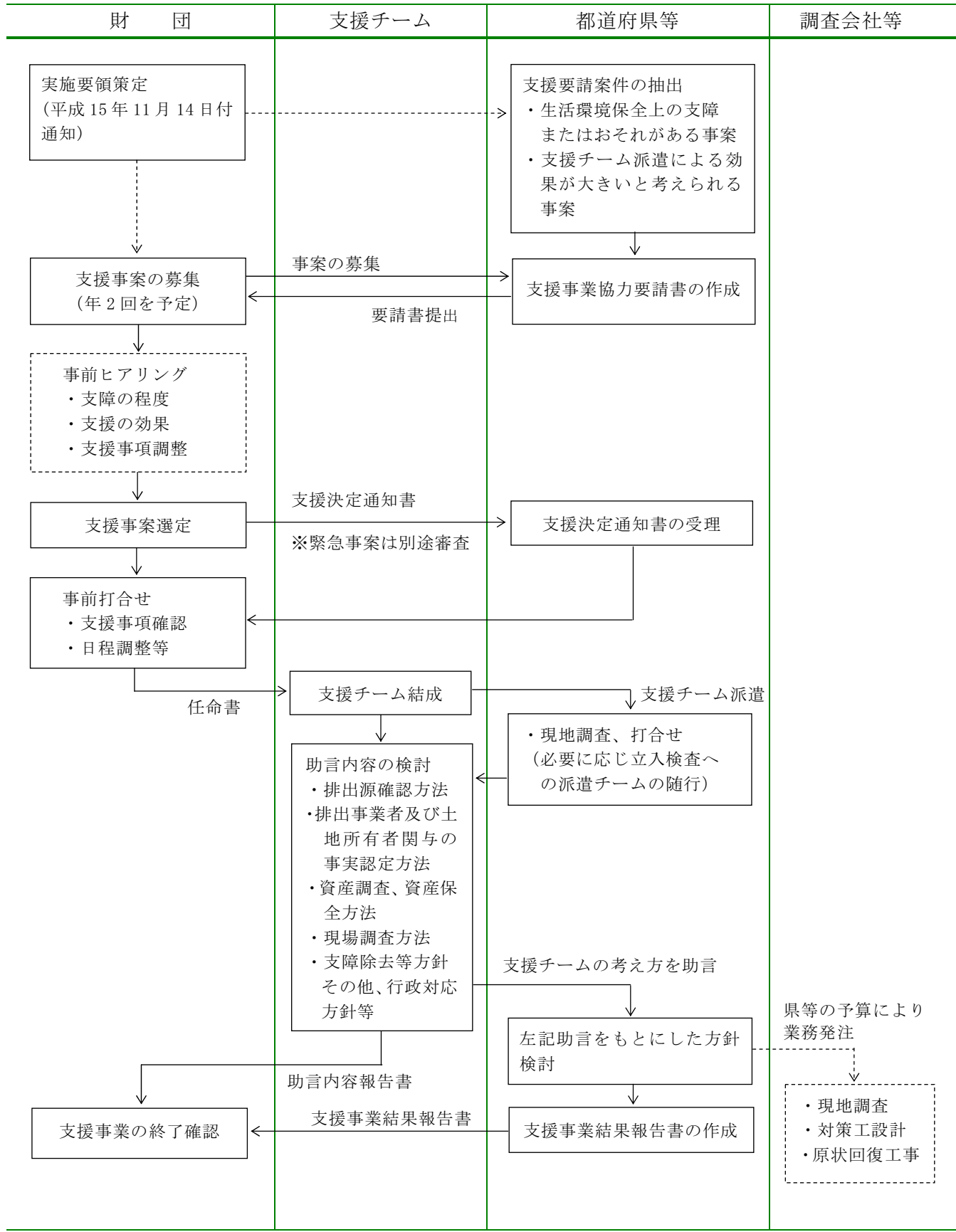


図 1 不法投棄等事案対応調査支援事業の流れ

表 2 平成 15 年度の事業実施状況の概要

支援先	支援月	支援内容等	派遣専門家数 ^{注 2)}
①県 ^{注 1)}	平成 15 年 6 月	収集運搬の許可を有する家屋解体業者が自社用地内に解体廃棄物を約 1 万 m ³ 堆積（事業継続中）させた事案について、現地調査及び行為者の資産調査を行って、県へ資産保全措置に関する助言を行った。	3 名
②県 ^{注 1)}	10 月	自動車解体業者（無許可）が自社用地内に廃自動車を約 3,000 台放置した事案について、現地調査を行って、県へ行為者の資産調査方法や排出事業者責任追及に関する助言を行った。	3 名
③市	平成 16 年 1 月	埋立終了後の最終処分場（業許可失効、代表取締役死亡）に薬品等が放置されている事案について、市へ行為者への責任追及方法等に関する助言を行った。	3 名
④県	2 月	収集運搬の許可を有する業者が廃タイヤ約 20 万本を放置し倒産（代表は死亡）した事案について、現地調査を行って、県に対し関係者へ原状回復を促すための方法や排出事業者責任追及等に関する助言を行った。	3 名
⑤県 (A 市)	2 月	中間処理業者（破産、許可取消）が敷地内に廃油 2,000 本等の危険物を放置した事案について、現地調査を行って県へ排出事業者責任の追及方法や支障除去方針等に関する助言を行った。	4 名
(B 村)	2 月	中間処理業者（許可取消）が敷地内に燃え殻等役 20,000m ³ が放置された事案について、県へ資産調査の方法等に関する助言を行った。	
⑥市	2 月	原状回復支援事業で硫酸ピッチを撤去した事案について硫酸ピッチが投棄された倉庫の現地調査を行って、市へ行為者への求償方法全般についての助言を行った。	3 名
⑦県	2 月	一級河川の河川敷に廃棄物が約 300m ³ 投棄された事案について、現地調査を行って、県へボーリング調査等の事前調査の方法及び有害物除去方法等に関する助言を行った。	3 名
⑧県	2 月	中間処理施設及び最終処分場を有する業者（許可取消、家屋解体業を営み自社物処理は継続）が廃棄物を約 30,000t 堆積し、敷地から有害物が漏出している事案について、現地調査及び当該業者の資産調査を行い、県に対し行為者へ原状回復を促すための方法や支障除去方針等に関する助言を行った。	4 名
⑨市	2 月	石材採掘廃杭跡の最終処分場（廃止済み）に有害物が含まれていた事案について、現地調査を行い、市へ支障除去方針等に関する助言を行った。	3 名
⑩県	3 月	廃油ドラム缶約 6,000 本等が倒産状態の事業場内に放置された事案について、押収した書類の調査を行って、県へ行為者の資産調査の方法、資産保全措置、行政代執行後の求償方法等についての助言を行った。	3 名

注 1) ①県、②県への専門家派遣は、試行で実行。

注 2) 支援チーム派遣の際は、専門家の他、財団職員及び取りまとめ役コンサルタントが随行。

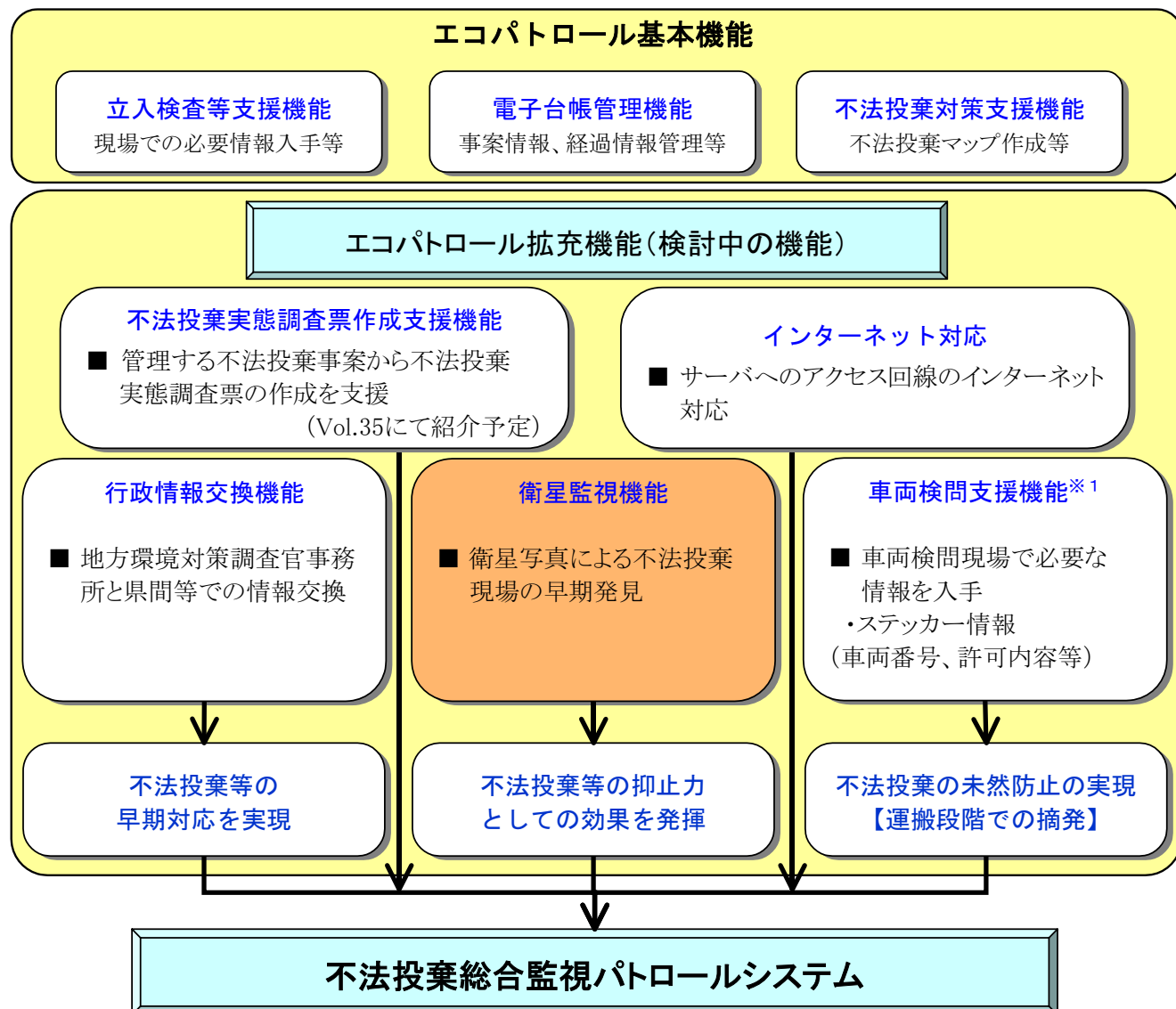
不法投棄総合監視パトロールシステム 「エコパトロール」

当財団では、平成 14 年度から国（地方環境対策調査官事務所）のシステムである環境破壊行為早期対応システムの運用を開始しております。エコパトロールは、当該システムを産業廃棄物の適正処理推進事業の一環として都道府県、政令市向けに提供

するものです。

現在、エコパトロールでは不法投棄総合監視パトロールシステムとして、以下の図に示す様々な拡充機能の検討を環境省等と進めております。これまでの財団 NEWS では自治体におけるエコパトロールの導入効果、

エコパトロールの不法投棄防止策としての位置付け等についてご報告してきました。今回の財団 NEWS Vol. 34 では、検討している機能の中から衛星監視機能についてご紹介します。



※1...次期法改正が予定されている廃棄物運搬車両ステッカー表示の義務付けに対応

不法投棄衛星監視システムとエコパトロールの連携例

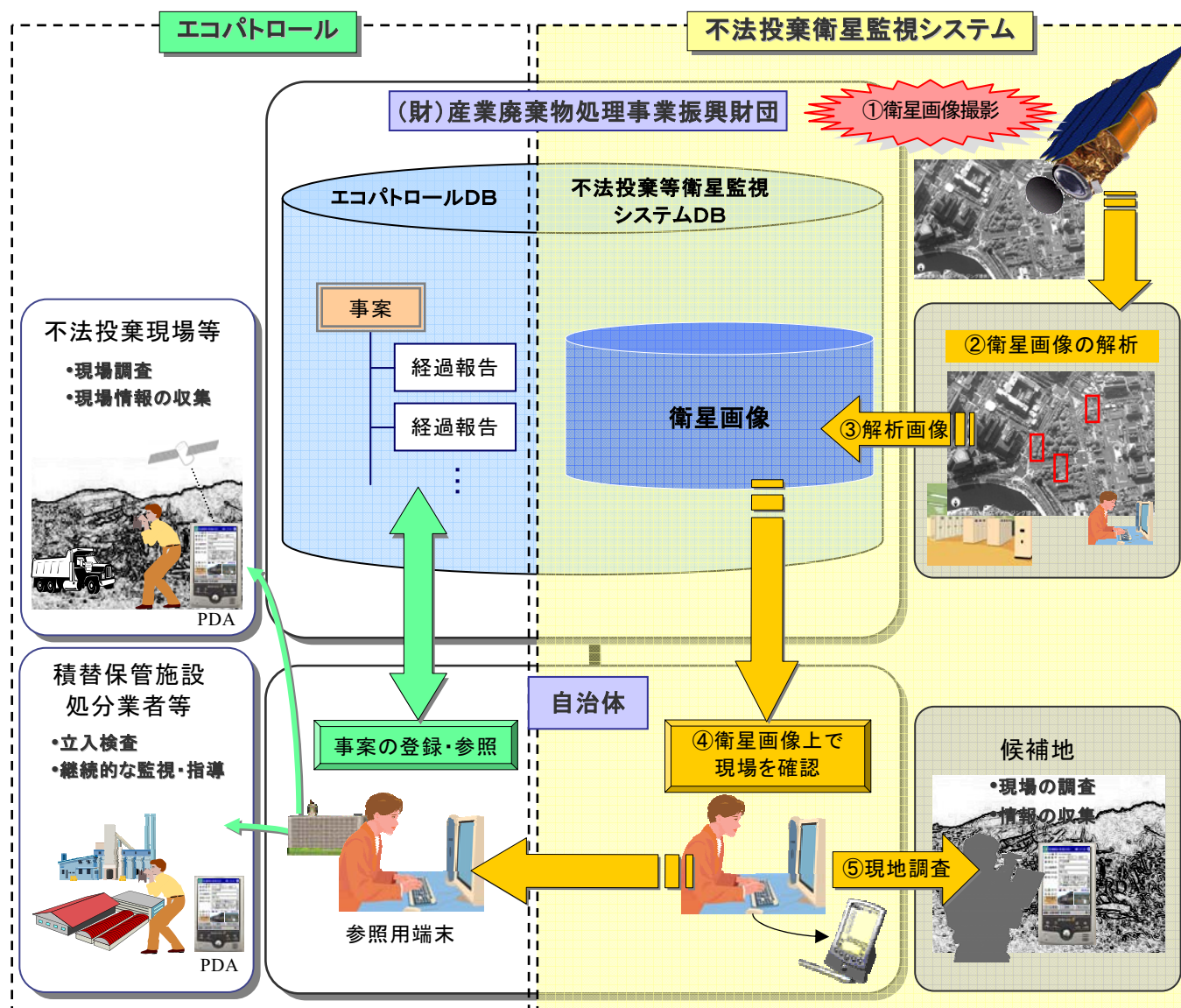
環境省では、不法投棄につながる前兆行為や投棄後の場所を迅速かつ確実に監視するために、人工衛星を活用したシステムの開発に平成12年度から着手しており、自治体の要請に応じて人工衛星による投棄場所の検出を行い、自治体の監視業務を支援する新たなシステム「不法投

棄衛星監視システム」を提案し、その基本設計及び開発を進めてきました。

平成16年3月現在、これまでの調査結果を踏まえ、不法投棄衛星監視システムをより効果的なシステムとしての実用化に向け、現行のシステム提供料を前提として当財団で運用している

エコパトロールと連携するための調査・検討を行っております。

衛星監視の実現により地上パトロールでは見逃していた不法投棄現場等の不適正処理事案の発見や抑止力としての未然防止が期待されます。



【本件に関する問合せ先】

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部 富永、小野

TEL : 03-3326-0155 FAX : 03-3326-0156

▼農林畜産物に影響

風評被害

認定委発足へ

◆青森県

青森県は、岩手県境の産廃不法投棄問題に起因する風評被害で、農林畜産物などの価格下落などが発生した場合に、その原因が同問題をめぐる風評に起因したものか否かを認定する委員会を23日にも発足させる予定。

委員会は17人で構成。会長は蝦名副知事とし、専門家や学識経験者の議論をとりまとめる立場とする方向で調整している。県内全域から弁護士、公認会計士、大学教授、農林畜産生産団体役員などから人選を進めている。

損失補填について三村青森県知事は、30億円を限度とする給付金制度を新設、原状回復が終了する2012年まで継続する方

針を表明している。なお、2003年度一般会計補正予算案では、開会中の県議会で既に可決されている。

(3・18 東奥日報)

産廃ア・ラ・カルト

地方紙ダイジェスト

▼市町村、民間企業の協力で

不法投棄防止ネットワーク構築へ

◆山梨県

山梨県は来年度から富士山麓への不法投棄が後を絶たない中、民間警備会社の監視パトロールに加え、地元市町村や民間企業、

ボランティア団体に呼び掛け、不法投棄防止のためのネットワークを構築する。

参加を呼び掛けるのは地元市町村、建設業・治山林道協会、トラック協会、郵政公社、バス、タクシー会社などの事業者やボランティア団体。それぞれの日常業務を通じ、富士山麓への廃棄物の不法投棄に目を光らせ、不法投棄を発見した場合は早期に通報してもらう体制を整える。

さらに、分散された廃棄物の収集や撤去にも当たるよう協力を得る。また、年3回程度集って県民への普及啓発や不法投棄の防止対策などについて話し合う。

富士山の世界遺産登録を目指す県は、富士山の総合保全対策の一環として、昨年8月1日から民間の警備会社に委託して毎日24時間体制で廃棄物の不法投棄の監視パトロールを実施し



産廃情報ネット

<http://www.sanpainet.or.jp>

処理業者許可情報
検索システム

リサイクル
ネットシステム

PCB
データベース

利用者の
掲示板

産廃振興財団
業務案内

産廃振興財団
公開情報

その他、各種資料提供など、産業廃棄物総合サイトです。是非ご活用下さい。

ており、今年1月まで71ヶ所の不法投棄を発見している。

(3・22 山梨日日新聞)

▼岩手県の公共関与型施設 九戸村に第2クリーンセンター建設へ

◆岩手県

岩手県は、3月16日、県北地方に整備を検討している公共関与型の廃棄物処理施設（第2クリーンセンター）の用地選考評価委員会の会合を市内で開き、九戸村の推薦地を最終候補地とすることを委員全員の一致で決めた。

候補地は、九戸村、軽米町、山形村から推薦地があげられ、現地視察のほか、立地や建設運

営、環境保全などの項目を評価し100点満点で点数化し、九戸村が83点－92点で、6委員全員が最適地と評価した。

今後は、事業主体の協議を進めるほか、環境アセスメントを実施。2006年度着工、2009年度稼動を目指す。県は事業実施主体について、2004年度PFIの可能性を調査する考え。

同クリーンセンターは、2001年度策定のいわて資源循環型廃棄物処理構想の一環で、1日200tの処理能力を持つ熔融炉を備え、一般廃棄物と産廃を共同処理。特別管理産業廃棄物にも対応し、青森県境不法投棄事件の廃棄物も受け入れる予定。

(3・17 岩手日報)

▼産廃最終処分場適地選考

国分市内で

10ヶ所選定

◆鹿児島県

鹿児島県が計画中の産廃最終処分場建設にあたり、国分市産業廃棄物最終処分場適地選考委員会は、30日第4回会合を開き、建設可能地として、市内の約10ヶ所を選んだ。現地視察などを経て数ヶ所に絞り込んだ後、県に提案する。

会合では、県が想定する施設の概要として、容量50万～70万m³、埋立期間約20年、漏水検知システムや、逆浸透膜式の浸出水処理などが報告された。

(3・31 南日本新聞)

● 編集後記 ●

桜前線も北上し、春真っ盛りです。「産廃振興財団ニュース」平成16年4月号をお届けします。

今年度より、発行時期を4、7、10、1月と変更させていただきます。さらに一層の内容充実を図り、「最前線」と題したコラムを新連載。皆さんの興味の対象となる話題を提供できるよう誌面作りを目指します。ご期待ください。

今回は、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄の撲滅を目指した廃掃法の改正について、環境省担当課に解説をお願いしました。さらに平成16年度の産業廃棄物対策関係予算の概要について掲載。1月に環境大臣が同意した青森、岩手大規模産業廃棄物撤去の実施計画の概要を掲載など。読み応えのある内容となっております。

社会的要請の多い産業廃棄

物問題に関わる一員として、産廃振興財団の果たす役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

財団ニュースの編集にあたって多くの皆様のご協力をいただき、お礼申し上げます。また、本誌の内容について読者の皆様の忌憚のないご意見をいただき、編集にいかしたいと考えています。

産廃振興財団NEWS

2004.4 Vol.12 No.34

発行日 平成16年 4 月20日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

